

## 京都市中央斎場のあり方検討委員会設置要綱

制定 平成24年4月1日

## (目的)

第1条 市内唯一の火葬場であり、重要な都市機能施設である京都市中央斎場（以下「中央斎場」という。）の現状及び将来予測に基づき想定される課題を踏まえ、今後の中央斎場のあり方を検討するため、京都市中央斎場のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 企業及び団体に属する者
- (3) 市民から公募した者
- (4) 京都市の関係部局に属する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の定数は12人以内とする。

## (任期)

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成25年3月31日までとする。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課において行う。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。